

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の確定拠出年金法第 27 条第 2 項

規制の名称：企業型年金加入者が拠出可能な個人型確定拠出年金の掛金拠出可能額（見込み）等の表示義務

規制の区分：新設 改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：年金局企業年金・個人年金課

評価実施時期：令和 2 年 2 月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は 5～10 年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

- 確定拠出年金は、「国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する」ことを目的とする制度である。
- こうした目的を達成するために、より多くの企業・個人が制度を利用できるよう、制度面・手続面の改善を図ることが求められている。
- 企業型確定拠出年金（以下「企業型 DC」という。）の加入者のうち個人型確定拠出年金（以下「個人型 DC」という。）（月額 2.0 万円以内）に加入できるのは、拠出限度額（確定拠出年金全体で月額 5.5 万円以内）の管理を簡便に行うため、現行は個人型 DC の加入を認める労使合意に基づく規約の定めがあつて事業主掛金の上限を月額 5.5 万円から 3.5 万円に引き下げた企業の従業員に限られている。このため、ほとんど活用されていない現状にある。
- 企業型 DC 加入者について、掛金の合算管理の仕組みを構築することで、規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、個人型 DC（月額 2.0 万円以内）に加入できるように改善を図ることを予定している。
- これに伴い、企業型 DC において拠出された事業主掛金に応じて個人型 DC の拠出可能な掛金

額が変動する。このため、企業型 DC の加入者が個人型 DC の拠出可能な掛金を把握できるようにすることなどを目的として、企業型 DC の掛金を把握している企業型記録関連運営管理機関等に対して、個人型 DC の掛金拠出可能額（見込み）等を企業型 DC 加入者等に表示する義務を設けることとする。

- 当該義務を設けない場合、企業型 DC 加入者は個人型 DC の拠出可能な掛金額の把握が困難になり、企業型 DC 加入者の個人型 DC 加入の要件緩和を図るにもかかわらず、企業型 DC 加入者が個人型 DC に加入しづらい制度となるおそれがある。

※ 企業 DC と確定給付型を実施している場合は、5.5 万円→2.75 万円、3.5 万円→1.55 万円、2.0 万円→1.2 万円

- ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

- 特に高齢者の就業が進み、これまでよりも長い期間にわたり人々が就労することが見込まれる中、より多くの企業・個人が制度を利用できるよう、制度面・手続面の改善を図ることが求められている。
- このため、現在、個人型 DC の加入の障害となっている仕組みを改善し、これに伴い、掛金の拠出可能な額を把握するため、企業型記録関連運営管理機関等に対して義務を課すことが妥当である。

2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

遵守費用として、企業型記録関連運営管理機関等において、企業型 DC 加入者等に対して、個人型 DC の掛金拠出可能額（見込み）等を表示するために必要なシステム改修等の費用が生じる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制の新設のため該当せず)

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

企業型 DC の加入者が個人型 DC の拠出可能な掛金の見込みを把握することができるようになり、企業型 DC 加入者の個人型 DC への加入や、個人型 DC の拠出可能額を踏まえて掛金の拠出を行うことに資する。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

金銭価値化することは困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

(規制の新設のため該当せず)

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的影響及び波及的影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

義務を設けることによって、企業型記録関連運営管理機関等においてシステム開発等の費用が発生するものの、企業型DC加入者が個人型DCに拠出可能な掛金の見込みを把握することができるようになり、個人型DCの拠出可能額を踏まえた掛金の拠出を行うことができるものであり、より利用しやすい制度とすることで、制度の普及につながるため、この便益は費用を上回っており、必要な規制であると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合

い) を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案として、個人型 DC の掛金拠出可能額（見込み）等の表示について、努力義務とすることが想定される。この場合、企業型記録関連運営管理機関等の負担が軽減される一方で、個人型 DC の掛金拠出可能額（見込み）等の表示が十分に実施されるとは限らないことから、規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、個人型 DC に加入できるように改善したとしても、企業型 DC 加入者が個人型 DC の掛金拠出可能額についての情報が得られないため、個人型 DC への加入がしづらく、企業型 DC 加入者の個人型 DC 加入要件の緩和という制度改正の趣旨が実現されないおそれがあり、費用が便益を上回ることも想定される。従って、代替案と比較すると、新設案の方が望ましいと考えられる。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

(なし)

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

施行後 5 年を目途として、規制の施行状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指標の設定は困難。